

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																		
1	<p>（手数料の徴収及び額）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事務について、知事が、当該事務を処理する機関として指定されているもの（以下「指定試験機関等」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、当該指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） 別表第 7 の 31 の項、<u>42 の 3 の項及び 42 の 4 の項</u>に掲げる事務</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第 7（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">県土整備事務関係手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>37 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	[略]			37 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	[略]		<p>（手数料の徴収及び額）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事務について、知事が、当該事務を処理する機関として指定されているもの（以下「指定試験機関等」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、当該指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） 別表第 7 の 31 の項に掲げる事務</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第 7（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">県土整備事務関係手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>37 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	[略]			37 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	[略]	
事 務	名 称	金 額																		
[略]																				
37 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	[略]																			
事 務	名 称	金 額																		
[略]																				
37 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	[略]																			

[略]		
42の2 [略]	[略]	
42の3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項において「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録手数料	次に掲げる法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（42の4の項において「住宅」という。）の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 1戸 7,000円 (2) 2戸以上4戸以下 8,000円 (3) 5戸以上9戸以下 10,000円 (4) 10戸以上19戸以下 11,000円 (5) 20戸以上29戸以下 12,000円 (6) 30戸以上49戸以下 13,000円 (7) 50戸以上99戸以下 15,000円 (8) 100戸以上 19,000円
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録手数料	次に掲げる増加する住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 4戸以下 2,000円 (2) 5戸以上9戸以下 4,000円

[略]	
42の2 [略]	[略]

事業の変更の登録（住宅の戸数を増加する変更を伴うものに限る。）	料	(3) 10戸以上29戸以下	
			6,000円
		(4) 30戸以上49戸以下	
			7,000円
		(5) 50戸以上99戸以下	
		9,000円	
		(6) 100戸以上	13,000円
43 [略]	[略]		
[略]			

43 [略]	[略]		
[略]			

2 別表第1（第2条関係）

総務事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	(1) 甲種危険物取扱者試験 6,500円
		(2) 乙種危険物取扱者試験 4,500円
		(3) 丙種危険物取扱者試験 3,600円
[略]		
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	17,000円

別表第1（第2条関係）

総務事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	(1) 甲種危険物取扱者試験 6,600円
		(2) 乙種危険物取扱者試験 4,600円
		(3) 丙種危険物取扱者試験 3,700円
[略]		
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	18,000円

[略]	
<p>44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u>  (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、<u>8,500円</u>)</p> <p>(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,400円</u>  (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>7,900円</u>)</p> <p>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u>  (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>8,500円</u>)</p> <p>(4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u>  (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては</p>

[略]	
<p>44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u>  (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、<u>8,800円</u>)</p> <p>(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u>  (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>8,200円</u>)</p> <p>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u>  (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>8,800円</u>)</p> <p>(4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u>  (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては</p>

		、 <u>8,500円</u> (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,900円</u> )
45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	[略]	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,600円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,100円</u> ) (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>5,500円</u> )
[略]		
55 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付	[略]	(1) 第一種電気工事士免状 <u>5,900円</u> (2) 第二種電気工事士免状 <u>5,200円</u>
56 電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士	[略]	<u>2,600円</u>

		、 <u>8,800円</u> (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,200円</u> )
45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	[略]	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,900円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,400円</u> ) (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>5,700円</u> )
[略]		
55 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付	[略]	(1) 第一種電気工事士免状 <u>6,000円</u> (2) 第二種電気工事士免状 <u>5,300円</u>
56 電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士	[略]	<u>2,700円</u>

免状の再交付		
57 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	[略]	2,000円
[略]		
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	20,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,200円</u> )
[略]		

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
16 採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施	[略]	8,000円
[略]		

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
41 毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に	[略]	20,600円

免状の再交付		
57 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	[略]	2,100円
[略]		
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	21,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,900円</u> )
[略]		

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
16 採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施	[略]	8,100円
[略]		

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
41 毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に	[略]	20,700円

基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由		
[略]		

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
13 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]	(1) 実技試験 ア 特級の場合 全職種 <u>17,900円</u> イ 1級、2級、3級（在校生が技能検定を受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の場合 (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる職種以外の職種 <u>17,900円</u> (イ) 次に掲げる職種 <u>14,900円</u> 機械検査、婦人子供服製造 (ウ) 次に掲げる職種 <u>13,100円</u> 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図 ウ 3級（在校生が技能検定を

基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由		
[略]		

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
13 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]	(1) 実技試験 ア 特級の場合 全職種 <u>18,200円</u> イ 1級、2級、3級（在校生が技能検定を受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の場合 (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる職種以外の職種 <u>18,200円</u> (イ) 次に掲げる職種 <u>15,100円</u> 機械検査、婦人子供服製造 (ウ) 次に掲げる職種 <u>13,300円</u> 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図 ウ 3級（在校生が技能検定を

	<p>受ける場合に限る。) の場合  (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる  職種以外の職種 <u>11,400円</u>  (イ) 次に掲げる職種  <u>9,400円</u>  機械検査、婦人子供服製  造  (ウ) 次に掲げる職種  <u>8,300円</u>  和裁、テクニカルイラス  トレーション、機械・プラ  ント製図、電気製図  (2) [略]</p>		<p>受ける場合に限る。) の場合  (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる  職種以外の職種 <u>11,600円</u>  (イ) 次に掲げる職種  <u>9,600円</u>  機械検査、婦人子供服製  造  (ウ) 次に掲げる職種  <u>8,400円</u>  和裁、テクニカルイラス  トレーション、機械・プラ  ント製図、電気製図  (2) [略]</p>
[略]		[略]	
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和元年10月1日から施行する。